

福岡県医発第 2009 号 (総)
平成 17 年 2 月 4 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



新医薬品の再審査期間の延長について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

本件は、薬事法 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、「マレイン酸フルボキサミン」、「ルボックス錠 25、ルボックス錠 50」、「デプロメール錠 25、デプロメール錠 50」、「アレグラ錠 60 mg」について、新医薬品の再審査期間が延長されたため、関係各方面に対し周知するよう都道府県知事等に対して通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了解いただきますとともに貴会会員への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

日医発第 1099 号(地 I 193)

平成 17 年 1 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



新医薬品の再審査期間の延長について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬食品局長より、都道府県知事、政令市長、特別区長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、薬事法 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、「マレイン酸フルボキサミン」、「ルボックス錠 25、ルボックス錠 50」、「デプロメール錠 25、デプロメール錠 50」、「アレグラ錠 60mg」について、再審査期間が延長されたため、関係各方面に対し周知するよう都道府県知事等に対して通知するものです。

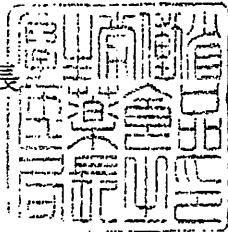
つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方依頼につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



薬食発第0117002号
平成17年1月17日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



新医薬品の再審査期間の延長について

標記につき、別添写しのとおり各都道府県知事、政令市長及び特別区長あて通知いたしましたので、貴会におかれましても各会員に対する周知方、御協力お願いいたします。



薬食発第 0117001 号
平成 17 年 1 月 17 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{政 令 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬食品局長

新医薬品の再審査期間の延長について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の 4 第 2 項（同法第 23 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり新医薬品の再審査期間が延長されたので、御了知のうえ関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。

記

小児集団における使用経験の情報を集積するため、小児の用量設定に関する市販後臨床試験等を実施する必要があると認められたもの

1. マレイン酸フルボキサミン（ソルベイ製薬株式会社）
延長された再審査期間：平成 21 年 4 月 6 日まで
2. ルボックス錠 25、ルボックス錠 50（ソルベイ製薬株式会社）
延長された再審査期間：平成 21 年 4 月 6 日まで
3. デプロメール錠 25、デプロメール錠 50（明治製菓株式会社）
延長された再審査期間：平成 21 年 4 月 6 日まで
4. アレグラ錠 60mg（アベンティス ファーマ株式会社）
延長された再審査期間：平成 20 年 9 月 21 日まで